判例研究

強制採尿令状の発付に違法があっても 尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとされた事例 ——最一判令和4年4月28日裁判所ウェブサイト——

金子 章

【事実の概要】

警察官らは、令和元年7月26日に別件大麻取締法違反で現行犯逮捕した者(以下「参考人」という。)の尿から覚醒剤が検出されたことから、覚醒剤の入手先について参考人を取り調べ、「被告人から何度か覚醒剤を買った。」旨の供述を得るとともに、被告人に覚醒剤事犯の多数の犯歴があること(被告人は覚醒剤取締法違反の前科7犯を有し、平成16年以降の前科は覚醒剤自己使用の罪又はこれを含む罪による4犯であって、平成30年12月に最終前科による服役を終えていた。)を確認するなどした。

A 警部は、令和元年 10 月 15 日、福岡簡易裁判所裁判官に対し、被告人について、覚醒剤の譲渡を被疑事実とする被告人方等の捜索差押許可状及び覚醒剤の自己使用を被疑事実とする被告人の尿を採取するための捜索差押許可状(以下「本件強制採尿令状」ともいう。)を請求したが、これに先立ち、警察官が被告人に接触するなどしたことはなかった。本件強制採尿令状請求書記載の犯罪事実(以下「本件犯罪事実」という。)の要旨は、「被疑者は、令和元年 10 月上旬頃から同月 15 日までの間、福岡県内又はその周辺において、覚醒剤若干量を自己の身体に摂取し、もって覚醒剤を使用したものである。」というも

のであった。A 警部は、本件強制採尿令状請求の疎明資料である捜査報告書に、「被疑者の過去の採尿状況」として、平成20年から平成31年4月までの間、4回任意採尿を拒否して強制採尿を実施し、うち2回は鑑定の結果覚醒剤の含有が認められ、そのうち1回は任意採尿を拒否した後逃走し、令状の再請求後に強制採尿を行ったこと、「強制捜査の必要性」として、被疑者は過去に任意で尿を提出したことはなく、捜索時警察官に対し、「令状がないと応じない」旨の言動を繰り返しているため、警察官の説得に応ずる可能性は極めて低いものと認められ、過去に強制採尿令状の請求準備中に逃走したことがあるので、同令状の取得が必要不可欠であること、覚醒剤の「味見」をしなければ密売人として活動できないことから、被疑者が自己使用している蓋然性が高いことなどを記載した。また、A 警部は、平成27年と平成31年に被告人に対して任意採尿の説得をした際に作成された捜査報告書も疎明資料として添付した。同裁判所裁判官(以下「令状担当裁判官」という。)は、令和元年10月15日、上記各許可状を発付した。

B警部補らは、同月16日、被告人方に行き、被告人方等の捜索差押許可状を執行したが、その際、被告人は痩せて頰がこけており、会話はできるがろれつが回らない状態で、立ち上がるとふらふらしていた。B警部補は、この様子を見て覚醒剤使用を疑い、被告人に対して尿を任意提出するよう求めたが、被告人はこれを拒否した。その後も、B警部補は、被告人に対して尿の任意提出を求め、これを促すなどしたが、被告人がいずれも拒否したことから、本件強制採尿令状を執行した。B警部補は、被告人に対して被告人方で尿を出してほしい旨伝え、しばらく待ったものの、被告人が排尿しなかったため、同令状記載の医院に被告人を連行し、同医院内のトイレで被告人に採尿容器を渡して自然排尿を促したが、被告人が不正な行為をするような様子が見られたことから、自然排尿を打ち切り、その後、医師によりカテーテルを用いた採尿が行われた。採取した尿を鑑定したところ、覚醒剤の含有が認められた。

第1審(福岡地判令和2年12月21日LLI/DBL07551501)は、前記の事実

強制採尿令状の発付に違法があっても尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとされた事例 関係を前提として、被告人の尿に関する捜索差押調書、鑑定嘱託書謄本及び鑑 定書(以下「本件鑑定書等」という。)の証拠能力を認め、覚醒剤自己使用の 事実について被告人を有罪とした。

これに対し、被告人が控訴したところ、原審(福岡高判令和3年4月27日 LLI/DB L07620499)は、要旨、以下のように述べて、本件鑑定書等の証拠能 力は認められないとし、第1審判決を破棄し、被告人に対して無罪を言い渡し た。

本件犯罪事実について強制採尿令状を発付するに足りる嫌疑があったとは到底認められず、最終的手段としての強制採尿の必要性の点でも、本件強制採尿令状の発付は要件を欠いた違法なものであり、同令状の執行としての強制採尿手続も違法である。本件強制採尿令状の法規範からの逸脱は甚だしく、上記各要件の重要性に照らせば、この違法は深刻なものである。本件では、捜査機関によるずさんな、また、不当に要件を緩和した令状請求に令状担当裁判官のずさんな審査が加わって、事前の司法的抑制がなされずに令状主義が実質的に機能しなかったのであり、こうした本件一連の手続を全体としてみると、その違法は令状主義の精神を没却するような重大なものである。そして、本件鑑定書等を証拠として許容することは、本件のような違法な令状が請求、発付されて、違法な強制採尿が行われることを抑止する見地からも相当でないと認められる。

これに対し、検察官が上告した。

【判旨】

破棄自判。本判決は、次のように判示し、本件鑑定書等の証拠能力を肯定した。

「(1) 被疑者の体内からカテーテルを用いて強制的に尿を採取することは、被疑事件の重大性、嫌疑の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、適当な代替手段の不存在等の事情に照らし、犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められる場合には、最終的手段として、適切な法律上の手続を経て、被疑者の身

体の安全と人格の保護のための十分な配慮の下にこれを行うことが許されると解するのが相当である(最高裁昭和54年(あ)第429号同55年10月23日第一小法廷決定・刑集34巻5号300頁参照)。

- (2) 本件においては、・・参考人の供述内容と被告人の犯歴等を併せ考えても、本件強制採尿令状発付の時点において、本件犯罪事実について同令状を発付するに足りる嫌疑があったとは認められないとした原判断が不合理であるとはいえない。また、・・被告人の過去の採尿状況に照らすと、被告人が本件当時も任意採尿を拒否する可能性が高いと推測されるものの、原判決も説示するとおり、同令状請求に先立って警察官が被告人に対して任意採尿の説得をしたなどの事情はないから、同令状発付の時点において、被告人からの任意の尿の提出が期待できない状況にあり適当な代替手段が存在しなかったとはいえない。したがって、同令状は、被告人に対して強制採尿を実施することが『犯罪の捜査上真にやむを得ない』場合とは認められないのに発付されたものであって、その発付は違法であり、警察官らが同令状に基づいて被告人に対する強制採尿を実施した行為も違法といわざるを得ない。
- (3) しかしながら、警察官らは、本件犯罪事実の嫌疑があり被告人に対する強制採尿の実施が必要不可欠であると判断した根拠等についてありのままを記載した疎明資料を提出して本件強制採尿令状を請求し、令状担当裁判官の審査を経て発付された適式の同令状に基づき、被告人に対する強制採尿を実施したものであり、同令状の執行手続自体に違法な点はない。上記(2)のとおり、同令状発付の時点において、嫌疑の存在や適当な代替手段の不存在等の事情に照らし、被告人に対する強制採尿を実施することが『犯罪の捜査上真にやむを得ない』場合であるとは認められないとはいえ、この点について、疎明資料において、合理的根拠が欠如していることが客観的に明らかであったというものではない。また、警察官らは、・・・被告人に対して、直ちに同令状を執行して強制採尿を実施することなく、尿を任意に提出するよう繰り返し促すなどしており、被告人の身体の安全や人格の保護に対する一定の配慮をしていたもの

強制採尿令状の発付に違法があっても尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとされた事例 といえる。そして、以上のような状況に照らすと、警察官らに令状主義に関す る諸規定を潜脱する意図があったともいえない。

これらの事情を総合すると、本件強制採尿手続の違法の程度はいまだ令状主義の精神を没却するような重大なものとはいえず、本件鑑定書等を証拠として許容することが、違法捜査抑制の見地から相当でないとも認められないから、本件鑑定書等の証拠能力は、これを肯定することができると解するのが相当である。」

【研究】

一 はじめに

本判決は、強制採尿令状の発付に違法がある場合に、尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとしたものである。

以下では、強制採尿令状の発付を違法とする判断、および尿の鑑定書等の証拠能力を肯定する判断について、特に後者に重点を置きながら、検討を加えることにしない。

二 強制採尿令状の発付を違法とする判断について

一 最決昭和 55 年 10 月 23 日刑集 34 巻 5 号 300 頁は、「身体に対する侵入 行為であるとともに屈辱感等の精神的打撃を与える行為である」強制採尿について、「被疑事件の重大性、嫌疑の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、 適当な代替手段の不存在等の事情に照らし、犯罪の捜査上真にやむをえないと 認められる場合には、最終的手段として、適切な法律上の手続を経てこれを行 うことも許されてしかるべきであり、ただ、その実施にあたっては、被疑者の 身体の安全とその人格の保護のため十分な配慮が施されるべきものと解するの が相当である」と判示している。

強制採尿を行うためには、実体的要件として、被疑事件の重大性、嫌疑の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、適当な代替手段の不存在等の要素

を踏まえ、犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められることが要求されるとともに¹⁾、手続的要件として、令状(=条件付き捜索差押令状、すなわち、いわゆる強制採尿令状)の発付が求められる。そして、もし犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められないのであれば、令状は発付されないこととなる。

二 本判決は、被告人に対して強制採尿を実施することが「犯罪の捜査上真にやむを得ない」場合とは認められないのに発付されたものであり、その発付は違法であると結論づけている。そして、本判決が、そのような結論に至った根拠・理由としては、本件強制採尿令状発付の時点において、本件犯罪事実について同令状を発付するに足りる嫌疑があったとは認められないこと、本件強制採尿令状発付の時点において、被告人からの任意の尿の提出が期待できない状況にあり、適当な代替手段が存在しなかったとはいえないことが挙げられている。

先に見たとおり、最高裁昭和 55 年 10 月 23 日決定は、犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められるかを判断する際の要素として、嫌疑の存在を指摘している。犯罪の嫌疑そのものは、一般的に捜査を開始するための要件でもあるが 2 、犯罪の嫌疑の存在が認められるためには、特定の犯罪が行われたことを疑わしめるにたる客観的な事情の存在が必要であり 3 、そのような裏付けを前提とした特定の犯罪についての具体的な嫌疑が求められる。

この点、本件に即して言えば、被告人が令和元年 10 月上旬頃から同月 15 日までの間、福岡県内又はその周辺において覚醒剤を自己使用したという犯罪事

¹⁾ 宇藤崇ほか『刑事訴訟法 (第2版)』(2018年) 157頁 [堀江慎司]、コメント・判例時報 1396号 157頁、稲田輝明「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇昭和55年度』174頁。

²⁾ 大澤裕「強制捜査と任意捜査」法学教室 439 号 (2017 年) 58 頁。

³⁾ 松尾浩也監修『条解刑事訴訟法(第4版増補版)』(2016年)358頁、三井誠ほか編『新基本法コンメンタール刑事訴訟法(第3版)』(2018年)239頁[石井隆]、小野清一郎ほか『ポケット註釈全書刑事訴訟法(上)[新版]』(1986年)412頁。

強制採尿令状の発付に違法があっても尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとされた事例

実に関する具体的な嫌疑が問題となるところ、本判決は、「被告人から何度か 覚醒剤を買った」旨の参考人の供述内容や被告人に覚醒剤事犯の多数の犯歴が あること等を併せ考えても、そのような特定の犯罪の具体的な嫌疑が認められるとは言えないとの判断に立ち、犯罪の嫌疑の存在は認められないとした原判 決の判断 4 に理解を示したものと思われる。

三 最高裁昭和 55 年 10 月 23 日決定は、先に見たとおり、犯罪の捜査上真にやむを得ないと認められるかを判断する際の要素として、適当な代替手段の不存在を指摘する。本判決は、「令状発付の時点において、被告人からの任意の尿の提出が期待できない状況にあり適当な代替手段が存在しなかったとはいえない」と判示したが、その根拠・理由として、被告人の過去の採尿状況に照らすと、被告人が本件当時も任意採尿を拒否する可能性が高いと推測されるものの、令状請求に先立って警察官が被告人に対して任意採尿の説得をしたなどの事情は存在しないことを指摘している。

さて、本判決は、「被告人からの任意の尿の提出が期待できない状況にあり 適当な代替手段が存在しなかったとはいえない」と判示しており、適当な代替 手段の不存在が認められるためには、任意の尿の提出が期待できない状況が存 在することを要求しているように見える。

この点に関連して、最決平成3年7月16日刑集45巻6号201頁は、被告人が錯乱状態に陥っていた事案において、「被告人は、錯乱状態に陥っていて任意の尿の提出が期待できない状況にあったものと認められるのであって、本件被疑事実の重大性、嫌疑の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、適当な代替手段の不存在等の事情に照らせば、本件強制採尿は、犯罪の捜査上真にやむを得ない場合に実施されたものということができるから、右手続に違法は

⁴⁾ 原判決も、「具体的な本件覚醒剤使用の犯罪事実の嫌疑を基礎づけるものとはいえない」とし、具体的な嫌疑を認めず、嫌疑の存在を否定している。岡本章「判批」研修890号(2022年)27頁参照。

ないとした原判断は正当である」と判示し、犯罪の捜査上真にやむを得ないと結論付けるにあたって、任意の尿の提出が期待できない状況に言及するが⁵⁾、任意の尿の提出が期待できない状況は適当な代替手段の不存在を裏付けるものと解されるところ、本判決は、「被告人からの任意の尿の提出が期待できない状況にあり適当な代替手段が存在しなかったとはいえない」との表現により、このような最高裁の立場を改めて明確に確認したものと位置づけることができるように思われる。

三 尿の鑑定書等の証拠能力を肯定する判断について

一 違法な手続によって収集・獲得された証拠の排除を明示的に認めた法規定は存在しない。これに対し、最判昭和53年9月7日刑集32巻6号1672頁は、違法収集証拠の証拠能力を否定する可能性を理論的に認めた。すなわち、「証拠物の押収等の手続に、憲法35条及びこれを受けた刑訴法218条1項等の所期する令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合においては、その証拠能力は否定されるものと解すべきである」と説示し、「令状主義の精神を没却するような重大な違法」(違法の重大性)と「これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合」(排除の相当性)がともに認められる場合に6、違法収集証拠の証拠能力が否定されることを示している。その意味

⁵⁾ 大谷直人「判解 | 『最高裁判所判例解説刑事篇平成3年度』166頁。

⁶⁾ 川出敏裕「いわゆる『毒樹の果実論』の意義と妥当範囲」『松尾浩也先生古稀祝賀論文集(下巻)』(1998年) 530頁【以下、「川出①」として引用】、川出敏裕『判例講座刑事訴訟法〔捜査・証拠篇〕(第2版)』(2021年) 497頁【以下、「川出②」として引用】、洒巻匡『刑事訴訟法(第2版)』(2020年) 512頁、長沼範良「排除法則における判例理論の展開」現代刑事法5巻11号(2003年) 30、32、36頁。

強制採尿令状の発付に違法があっても尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとされた事例で両要件は重畳的な関係にあるといえるが、違法の重大性の要件が充足されれば、通常は排除相当性の要件も認められると考えられる⁷⁾。

このように、最高裁昭和53年9月7日判決は、違法収集証拠の証拠能力が 否定されることを明確に認めているが、それがいかなる根拠に基づくものであ るのか、その理解については議論がある。

一般的には、司法の無瑕性(廉潔性)論、すなわち、違法収集証拠に基づいて、被告人を処罰することは、捜査機関による違法行為を是認し、ひいては、それに加担することに等しく、国民の司法に対する信頼を失わせることになるため、証拠排除することでそれを防ぎ、司法の無瑕性(廉潔性)を保持しようとする見解、および、違法捜査抑止論、すなわち、違法収集証拠の使用を禁止することで、違法な捜査活動によって証拠を獲得しても、それは無駄であると捜査機関に示し、よって、そのような違法捜査の将来における再発を抑止しようとする見解に基づくものとされているが⁸⁾、これに対しては、違法捜査抑止論の立場から一元的に理解しようする立場も有力である⁹⁾。もっとも、最高裁昭和53年9月7日判決は、「将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合においては、その証拠能力は否定されるべきものと

⁷⁾ 石井一正「違法収集証拠排除の基準―最判昭 53・9・7 以降の判例を中心として―」判例 タイムズ 577 号(1986 年)15 頁〔石井一正『刑事訴訟の諸問題』(2014 年)所収〕、川出②・前掲注 6)499 頁、池田公博「違法収集証拠排除法則―判断基準 と 判断要素(上)」法学 教室 487 号(2021 年)129 頁、中谷雄二郎「違法収集証拠の排除―裁判の立場から」三井 誠ほか編『刑事手続の新展開(下巻)』(2017 年)406 頁、大澤裕=杉田宗久「違法収集証 拠の排除(最二小判平成 15 年 2 月 14 日刑集 57 巻 2 号 121 頁)」法学教室 328 号(2008 年)71 頁〔大澤、杉田発言〕。

⁸⁾ 川出①・前掲注 6) 530 頁、川出②・前掲注 6) 497 頁、酒巻・前掲注 6) 512、515 頁、長沼・前掲注 6) 36-37 頁。

⁹⁾ 鈴木茂嗣『刑事訴訟法 (改訂版)』(1990年) 227-228 頁、鈴木茂嗣『刑事訴訟法の基本問題』(1988年) 204 頁、中川孝博『刑事訴訟法の基本』(2018年) 226、228 頁。

解すべき」と述べていることからすると、少なくとも違法捜査抑止論を違法収 集証拠排除の根拠として採用していることは明らかであり、この点については 異論がないであろう。

二 さて、本判決は、強制採尿令状の発付に違法がある場合に、尿の鑑定書等の証拠能力を肯定したものである。本件事案の特徴は、裁判官による令状の発付に違法があった点にある 100。つまり、手続的違法を犯したのは裁判官であって、捜査機関ではない 111。この点を違法収集証拠排除法則との関係でどのように考えるかが問題となる。

それでは、本判決は、尿の鑑定書等の証拠能力を肯定するにあたり、いかなる論理ないし枠組みの下で、このような帰結を導いたのであろうか。まず、この点を確認することから始めたい。

本判決は、強制採尿令状「の発付は違法であり、警察官らが同令状に基づいて被告人に対する強制採尿を実施した行為も違法といわざるを得ない」とし、違法の承継を認めたうえで¹²⁾、最高裁昭和53年9月7日判決が示した排除基準、すなわち、「違法の重大性」および「排除の相当性」を適用し、排除の肯否を判断している¹³⁾。

本判決は、排除基準の適用にあたり、客観的事情として、「警察官らは、本件犯罪事実の嫌疑があり被告人に対する強制採尿の実施が必要不可欠であると判断した根拠等についてありのままを記載した疎明資料を提出して本件強制採尿令状を請求し、令状担当裁判官の審査を経て発付された適式の同令状に基づき、被告人に対する強制採尿を実施したものであり、同令状の執行手続自体に

¹⁰⁾ 岡本・前掲注4) 31 頁。

¹¹⁾ 酒巻・前掲注 6) 517 頁、岡本・前掲注 4) 31 頁。

¹²⁾ 岡本・前掲注4) 32 頁。

¹³⁾ 堀田尚徳「判批」法学セミナー812号(2022年)131頁。

強制採尿令状の発付に違法があっても尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとされた事例

違法な点はない」こと ¹⁴⁾、「同令状発付の時点において、嫌疑の存在や適当な代替手段の不存在等の事情に照らし、被告人に対する強制採尿を実施することが『犯罪の捜査上真にやむを得ない』場合であるとは認められないとはいえ、この点について、疎明資料において、合理的根拠が欠如していることが客観的に明らかであったというものではない」こと、「警察官らは、・・・被告人に対して、直ちに同令状を執行して強制採尿を実施することなく、尿を任意に提出するよう繰り返し促すなどしており、被告人の身体の安全や人格の保護に対する一定の配慮をしていたものといえる」ことを、主観的事情として、「以上のような状況に照らすと、警察官らに令状主義に関する諸規定を潜脱する意図があったともいえない」ことを指摘したうえで、「違法の重大性」および「排除の相当性」は認められないとして、本件鑑定書等の証拠能力を肯定している。

三 しかしながら、翻って考えてみると、先に述べたように、最高裁昭和53年9月7日判決が示す違法収集証拠排除の枠組みは、少なくとも違法捜査抑止論を根拠として採用されたものである。そうだとすると、裁判官による令状発付の違法そのものを、そのような違法捜査抑止を趣旨とする違法収集証拠排除法則のもとで問題とし、それを取り込むことは、違和感が拭えず、果たして、理論的に正当といえるのか、理論的整合性がとれるのか、疑問である¹⁵⁾。むしろ、裁判官による令状発付の違法というものは、違法捜査抑止を趣旨とする違法収集証拠排除法則に馴染まないのであって、そのような違法収集証拠排除法則のもとでは、そもそも、裁判官による令状発付の違法そのものによって

¹⁴⁾ なお、疎明資料に不正確な事実を記載した事例で、違法の重大性を認めた下級審裁判例 として、東京高判令和元年7月16日判時2459号110頁、東京高判平成28年6月24日 高刑速(平28)号99頁。

¹⁵⁾ 実際、裁判官による令状発付の違法を問題としつつも、その違法の程度の検討にあたっては、もっぱら捜査機関の行為に焦点が当てられており、齟齬が生じているようにも見える。岡本・前掲注 4) 33、35 頁参照。

証拠排除という帰結がもたらされる余地はないと考え得るようにも思われる。

もっとも、本判決が、最高裁昭和53年9月7日判決が示す枠組みを適用していることは明らかである。そして、このことを前提にするならば、本来、別の理論構成に拠ることが妥当であったというべきである。つまり、令状の発付が違法とされることで、結果として、警察官の強制採尿行為がそれ自体として違法とされることに着目すべきであるように思われる¹⁶⁾。

本件においては、強制採尿令状の発付は違法とされており、令状は無効である。したがって、警察官による強制採尿を実施した行為はそれ自体として、実質的に無令状による違法な行為と評価せざるを得ない¹⁷⁾。そのうえで、最高裁昭和53年9月7日判決が示した排除基準、すなわち、「違法の重大性」および「排除の相当性」を適用し、排除の肯否が判断される。

本件では、「警察官らは、本件犯罪事実の嫌疑があり被告人に対する強制採尿の実施が必要不可欠であると判断した根拠等についてありのままを記載した疎明資料を提出して本件強制採尿令状を請求」していること、「同令状発付の時点において、嫌疑の存在や適当な代替手段の不存在等の事情に照らし、被告人に対する強制採尿を実施することが『犯罪の捜査上真にやむを得ない』場合であるとは認められないとはいえ、この点について、疎明資料において、合理的根拠が欠如していることが客観的に明らかであったというものではない」ことが指摘されており、捜査機関によって令状主義違反を招く行為が積極的になされてはいないことが窺われるし、また、「警察官らは、・・・被告人に対して、直ちに同令状を執行して強制採尿を実施することなく、尿を任意に提出するよう繰り返し促すなどしており、被告人の身体の安全や人格の保護に対する一定の配慮をしていた」ことが指摘され、令状主義によって担保される権利利益へ

¹⁶⁾ 酒巻・前掲注 6) 517 頁、堀田・前掲注 13) 131 頁参照。

¹⁷⁾ 酒巻・前掲注 6) 517 頁、堀田・前掲注 13) 131 頁参照。

強制採尿令状の発付に違法があっても尿の鑑定書等の証拠能力は肯定できるとされた事例の配慮も窺われる。加えて、以上からすると、「警察官らに令状主義に関する諸規定を潜脱する意図があったともいえない」ことを考慮すれば、本件鑑定書等の証拠能力を肯定することは十分に可能であろうと思われる。

四 おわりに

本判決は、強制採尿令状の発付に違法がある場合に、尿の鑑定書等の証拠能力を肯定した事例判決であるが、強制採尿の実体的要件を判断する際の要素に関する具体的な意味内容について参考になるとともに、強制採尿令状の発付に違法がある場合における証拠能力判断のあり方について検討する契機となるものと思われる。

本判決の評釈として、堀田尚徳「判批」法学セミナー 812 号 (2022 年) 130 頁、佐藤由梨「判批」法学教室 504 号 (2022 年) 124 頁、岡本章「判批」研修 890 号 (2022 年) 21 頁がある。

(2022年9月脱稿)

[追記] 本稿脱稿後、前田雅英「強制採尿 と 違法収集証拠」捜査研究 864 号 (2022 年) 77 頁、坂元文彦「判批」警察学論集 75 巻 11 号 (2022 年) 170 頁 に接した。